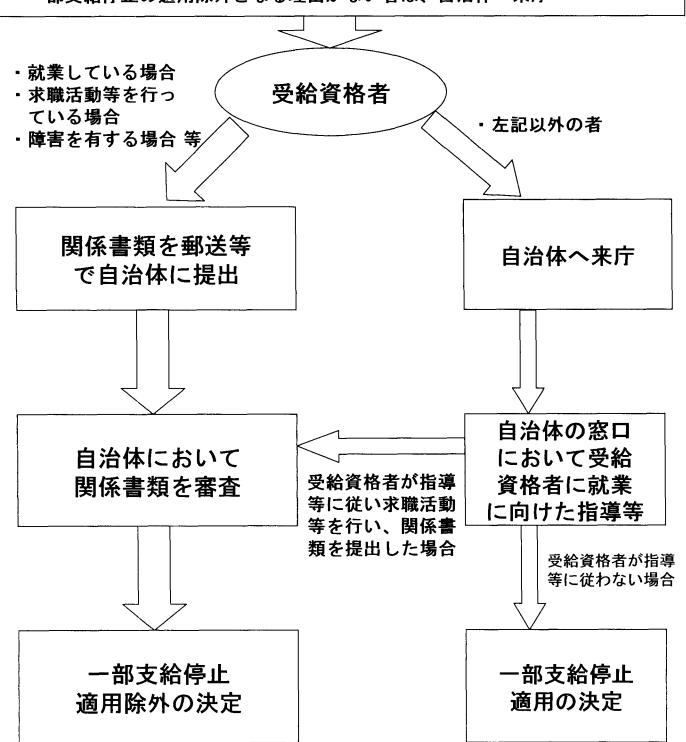
# 児童扶養手当一部支給停止措置に関する事務の流れ

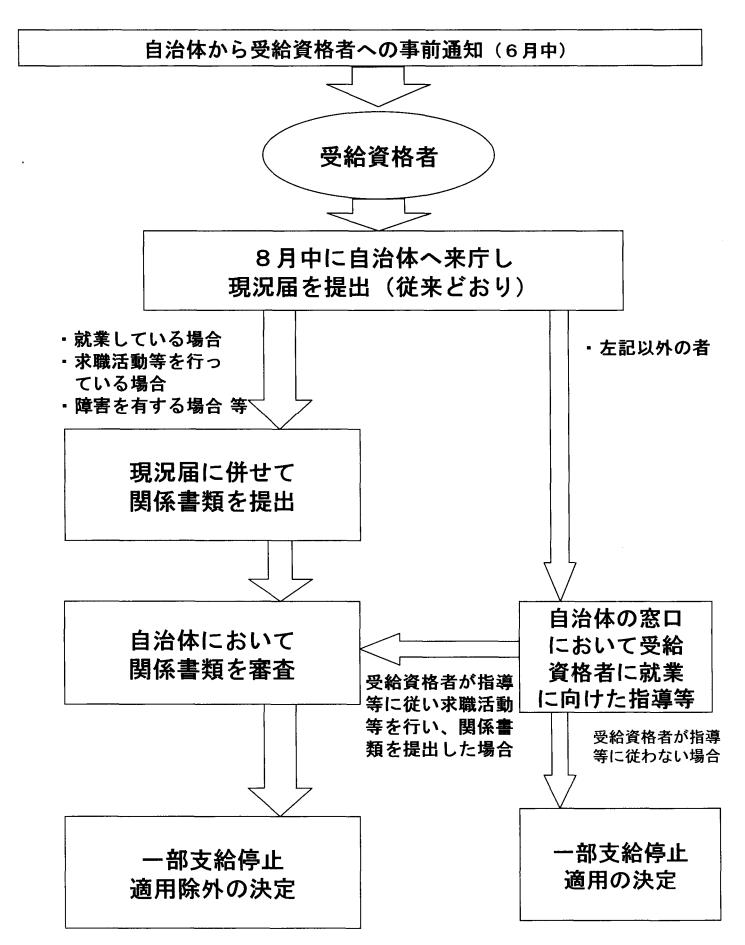
## 1 受給資格者が5年等経過月を迎える際の事務

自治体から受給資格者への事前通知 (5年等経過月の前々月に事前通知)

- ・一部支給停止の適用除外となる理由がある者は、関係書類を自治体に提出
- ・一部支給停止の適用除外となる理由がない者は、自治体へ来庁



# 2 5年等経過月以降の現況届時(毎年8月)の事務



# 一部支給停止適用除外の確認方法

### 1 就業している場合

次のような書類により確認する。

- 〇雇用主による証明書
- ○賃金の支払明細書の写し
- 〇受給資格者が被保険者である健康保険証の写し 等

# 2 求職活動その他自立を図るための活動を行っている場合

次のような書類により確認する。

- 〇福祉事務所等で母子自立支援プログラムを策定し自立に向けた支援を受けていることの証明書
- 〇母子家庭等就業・自立支援センターで就業相談、講習会等を受けていることの 証明書
- 〇公共職業安定所で求人情報の提供、職業相談等を受けていることの証明書
- 〇民間職業紹介事業所で就業相談や講習会等を受けていることの証明書
- 〇職業能力開発・向上のために専修学校その他養成機関に在学していることの証明書(在学証明書) 等

### 3 障害を有する場合

障害基礎年金1級又は2級を受給できる程度の障害状態にあることを次のような 書類により確認する。

- ○身体障害者手帳1級、2級、3級の写し
- ○療育手帳(A)の写し
- ○精神障害者保健福祉手帳1級、2級の写し
- 〇医師の診断書

等

## <u>4 負傷・疾病等により就業することができない場合</u>

次のような書類により確認する。

- 〇特定疾患医療受給者証の写し(難病のケース)
- 〇特定疾病療養受療証の写し(長期高額療養費の指定を受けた人工透析慢性腎不全、 血友病、HIV患者のケース)
- ○負傷・疾病により療養等が必要であることを証する医師の診断書

等

5 受給資格者が監護する児童又は親族が障害、負傷・疾病、要介護の状態に あること等により、受給資格者が介護を行う必要があり、就業することが困 難である場合

次のような書類により確認する。

○当該児童又は親族が障害、負傷・疾病等の状態にあることを明らかにする書類

等

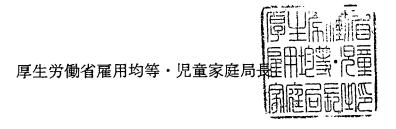






## 雇児福発第0208002号 平成20年2月8日

各都道府県知事 殿



児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令等の施行について

今般、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令(平成20年2月8日政令第23号。 以下「改正政令」という。)及び児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令(平成20年2月8日厚生労働省令第12号。以下「改正省令」という。)が、それぞれ本日公布され、公布の日から施行されることとなったところである。

改正政令及び改正省令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その施行に 遺漏のないようにされるとともに、管内市町村及び福祉事務所に対する周知方お願い する。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

### I 改正の趣旨

児童扶養手当の受給開始から5年を経過した場合等における手当の一部支給停止 措置については、平成14年の母子及び寡婦福祉法等の改正の際に、離婚後の生活の 激変を一定期間内で緩和し、自立を促進するという趣旨から設けられた規定である。 これに基づく一部支給停止措置に係る一部支給停止される手当の額や当該措置を適 用しない事由等の具体的な内容については、政令に委任されていたところである。

当該一部支給停止措置については、平成20年4月よりこれが適用される可能性が ある者がいることから、今般、政省令を定めたものである。

### Ⅱ 改正政令に関する事項

児童扶養手当法(以下「法」という。)第13条の2の規定により、手当を受給してから5年を経過した場合等においては、手当の額の2分の1を支給停止する(下記1に記載)こととなる。令第8条(下記2に記載)に規定する事由に該当する場合を除き、以下に詳細を記載する。

1 支給しない手当の額(第7条)

受給資格者(母に限る。)に対する児童扶養手当(以下「手当」という。)の支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経過した日(法第6条第1項の規定による認定の請求をした日において3歳未満の児童を監護する受給資格者は、当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過した日)の属する月(以下「5年等満了月」という。)の翌月以降に支給すべき手当の額(法第9条、法第9条の2及び第10条の規定に基づく所得制限(以下「所得制限」という。)による全部又は一部支給停止が行われている場合にあっては、当該支給停止後の額)に2分の1を乗じて得た額とし、これらに10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとすること。

ただし、当該一部支給停止の額は、法第13条の2第1項ただし書に規定する手当の額(5年等満了月の翌月に支払うべき手当の額(所得制限により手当の全部又は一部が支給停止されている場合にあっては、当該支給停止前の額))を上限とする。

- 2 手当の一部支給停止を適用しない事由(第8条)
  - (1) 受給資格者が就業していること又は求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしていること。
  - (2) 受給資格者が児童扶養手当法施行令別表第一に掲げる障害の状態にあること。
  - (3) 受給資格者が疾病又は負傷のために就業することができないことその他の自立を図るための活動をすることが困難である事由として厚生労働省令で定める事由があること。

#### Ⅲ 改正省令に関する事項

- 1 一部支給停止の適用除外に関する届出 (第3条の3)
  - (1) 受給資格者は、5年等満了月の翌月以降において、手当の一部支給停止適用 除外事由に該当し、一部支給停止の適用除外を受けようとするとき(以下「適 用除外事由発生月」という。)は、その月の末日までに、児童扶養手当一部支 給停止適用除外事由届出書(以下「届出書」という。)に次の書類を添えて、

手当の支給機関に提出しなければならないこと。

① 就業している場合

雇用契約書の写し又は受給資格者が事業主であること若しくは在宅就業等を行っていることその他の受給資格者が就業していることを明らかにできる書類(適用除外事由発生月(その月が7月の場合は7月又は8月のいずれかの月。以下②及び③において同じ。)において就業していることを明らかにできる書類に限る。)

- ② 求職活動をしている場合(適用除外事由発生月において求職活動をしていることを明らかにできる書類に限る。)
  - イ 公共職業安定所、母子家庭就業支援事業を実施している機関又は職業紹 介事業者において就職に関する相談等を受けたことを明らかにできる書類
  - ロ 求人者に面接を受けたことその他の就業するための活動を行っていることを明らかにできる書類
- ③ 公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図るための活動をしている場合(適用除外事由発生月において公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図るための活動をしていることを明らかにできる書類に限る。)

公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力 の開発及び向上を図るための活動を行っていることを明らかにできる書類

- ④ 児童扶養手当法施行令別表第一に掲げる障害の状態にある場合
  - イ 当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
  - ロ 当該障害が児童扶養手当法施行規則別表に定める傷病に係るものである ときは、エックス線直接撮影写真
- ⑤ 受給資格者が疾病、負傷又は要介護状態にあることにより就業することが 困難である場合

医師又は歯科医師の診断書その他の疾病、負傷又は要介護状態にあることにより受給資格者が就業することが困難であることを明らかにできる書類等

⑥ 受給資格者の監護する児童又は受給資格者の親族が疾病、負傷又は要介護 状態にあることにより受給資格者が就業することが困難である場合

医師又は歯科医師の診断書その他の受給資格者の監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類等及び受給資格者がこれらの者を介護する必要があることを明らかにできる書類

(2) 5年等満了月の翌月に一部支給停止適用除外事由に該当すると見込まれる場合

5年等満了月の前々月の初日から5年等満了月の末日までの間に届出書及び書類等を提出することができる。この場合において、書類等は5年等満了月の前々月から5年等満了月の末日までの間のいずれかの時において、上記①から③までに掲げる活動(以下「求職活動等」という。)をしていることを明らかにするものであること。

(3) 現に一部支給停止の適用を除外されている場合

毎年8月1日から31日まで(都道府県及び市(区)町村(以下「都道府県等」という。)による指導等を受けた場合は、9月30日まで)の間に、届出書に必要な書類等を添えて、手当の支給機関に提出しなければならない。この場合において、書類等は当該年の6月1日から8月31日まで(都道府県等による指導等を受けた場合は、9月30日まで)の間のいずれかの時において、求職活動等をしていることを明らかにするものであること。

- (4) 届出書及びこれに添付する書類等の提出について、やむを得ない事情により 期限までに提出できなかった場合は、その事情が消滅してから速やかに提出し なければならないこと。
- 2 証書の更新、支給停止の通知等 (第21条第2項及び第4項)
  - (1) 手当の支給機関は、手当の一部を支給しないときは、児童扶養手当証書に所要事項を記載し、又は新たに児童扶養手当証書を作成し、これを受給者に返付し、又は交付しなければならないこと。
  - (2) 手当の支給機関は、手当の一部を支給しないときは、児童扶養手当支給停止 通知書(様式第11号の3) を受給者に交付しなければならないこと。
- 3 令第8条に規定する求職活動等及び事由(第24条の4)
  - (1) 公共職業安定所、母子家庭就業支援事業を実施する機関又は職業紹介事業者において就職に関する相談等を受けたこと、求人者に面接したことその他就業するための活動
  - (2) 公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の 開発及び向上を図るための活動
  - (3) 都道府県等による相談、情報の提供、助言又は支援を受け、就業し、求職活動をし、又は公共職業能力開発施設等に在学していることその他の職業能力の開発及び自立を図るための活動を行うこと。
  - (4) 受給資格者が疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由 により就業することが困難であること。

- (5) 受給資格者が監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態のあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由により受給資格者がこれらの者を介護する必要があり就業することが困難であること。
- 4 一部支給停止が適用されない期間 (第24条の5)
  - (1) 5年等満了月の翌月以降に一部支給停止適用除外事由に該当し、適用除外事 由発生月 (7月である場合は8月) の末日までに届け出た場合

適用除外事由発生月から翌年7月(適用除外事由発生月が1月から6月までの場合は当該年の7月)までの期間は一部支給停止が適用されないこと。

(2) 5年等満了月の翌月に一部支給停止適用除外事由に該当する見込みであり、 5年等満了月の末日までに届け出た場合

5年等満了月の翌月から翌年7月(5年等満了月が1月から6月までの場合は当該年の7月)までの期間は一部支給停止が適用されないこと。

(3) 現に一部支給停止適用除外事由に該当し、8月31日(都道府県等の指導等を 受けた場合は9月30日)までに届け出た場合

当該年の8月から翌年7月までの期間は一部支給停止が適用されないこと。

- 5 様式の改正
  - (1) 届出書の様式を定めたこと(様式第5号の3)。
  - (2) 児童扶養手当支給停止通知書の様式を改正したこと(様式第11号の3)。

### IV 施行期日等

- 1 公布の日(2月8日)から施行する。
- 2 平成20年5月までの特例

平成20年5月末日までの間に、5年等満了月を迎える受給資格者については、届出書及び書類等の提出期限を平成20年6月末日までとする。この場合において、書類等は5年等満了月の前々月から平成20年6月末日までのいずれかの時において求職活動等をしていることを明らかにできるものとすること。

3 改正前の様式の用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができること。 と。

### 児童扶養手当法施行令別表第一 (第一条及び第八条関係)

- 一 両眼の視力の和が○・○八以下のもの
- 二 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの
- 三 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 四 そしやくの機能を欠くもの
- 五 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 六 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 七 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 八 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 九 一上肢のすべての指を欠くもの
- 十 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 十一 両下肢のすべての指を欠くもの
- 十二 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 十三 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 十四 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を 必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生 活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必 要とする程度のもの
- 十六 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 十七 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、 その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
  - (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

様式第五号の三(第三条の三関係)

(表 面)

※※第 号									
<ul><li>※経 由 町村名</li></ul>		)	※市 区 受付	<u></u> 町 年月	村日	平成	年	月	日
※町 村 平成 提 出 第	年 月	号	※町 再	提	村出	平成 第	年	月	号
児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書									
(ふりがな) 氏 名					証書	番号	第		号
住 所									
次の(1)から(4)ま を○で囲み、その事			-					適用隊	於事由
(1) 就業してい	ること又は求	職活動	等の自	立を	と図る	ための	活動を	してい	る。
(2) 障害の状態にある。									
[   (3)疾病、負傷   (	又は要介護状 ) により就業				•		する事!	曲	
(4) 監護する児 介護状態にあ の者の介護を	ることその他	これに	類する	5事E	自 (				くは要 これら
上記のとおり、児							ハンケロ		<u></u>
平成 年	,里伏食于ョー 月 日	- 本人(1百-	计字址地	<u>ज</u> 71118	ボクトヨ	尹田(こ)	い、て畑	ИЩТ	9 0
都道府県知事(	福祉事務所長)			氏	名				
市町村長(	福祉事務所長	 ) 							
※※ 通 知	平成	<b>t</b>	年	月		日	第		号
備考							<u> </u>		

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。◎ ※、※※の欄には記入する必要がありません。◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。記名押印に代えて署名することができます。

#### 注 意

- 1 この届出書は、手当の支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当する日の 属する月の初日から起算して7年を経過した日(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号) 第6条第1項の規定により認定の請求をした日において3歳未満の児童を監護する受給資格者に あつては当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過した日)又 は手当の一部支給停止適用除外事由に該当した日の属する月(以下「5年等満了月等」という。) の末日までの間に出してください。ただし、都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)、福祉 事務所を管理する町村長が行う就業に関する相談、情報提供若しくは助言又は支援を受け、2の(1) に掲げる活動を行った場合については5年等満了月等の翌月の末日までの間に出してください。 また、手当の一部支給停止適用除外事由に該当する間は、毎年8月1日から同月31日までの 間に出してください。
- 2 この届出書に添えなければならない書類は、次のとおりです。
- (1) 就業していること又は求職活動等の自立を図るための活動をしている場合は、以下イからホまでのいずれかの書類
  - イ 雇用契約書の写し又は受給資格者が事業主であること若しくは在宅就業等を行つていることを明らかにできる書類
  - ロ 公共職業安定所、母子家庭就業支援事業を実施する機関又は職業紹介事業者において就職 に関する相談等を受けたことを明らかにできる書類
  - ハ 求人者に面接したことその他の就業するための活動を行っていることを明らかにできる書 類
  - ニ 公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上 を図っていることを明らかにできる書類
  - ホ 都道府県知事、市長 (特別区の区長を含む。)、福祉事務所を管理する町村長が行う就業に 関する相談、情報の提供、助言又は支援を受け、就業し、求職活動をし、又はその他の自立 を図るための活動を行つたことを明らかにできる書類
- (2) 児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)別表第一に掲げる障害の状態にある場合は、以下の書類
  - イ 児童扶養手当法施行令別表第一に掲げる障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
  - ロ エックス線直接撮影写真(呼吸器系結核、肺えそ、肺のうよう、けい肺(これに類似する じん肺症を含みます。)、じん臓結核、胃かいよう、胃がん、十二指腸かいよう、内臓下垂症、 動脈りゆう、骨又は関節結核、骨ずい炎、骨又は関節損傷、その他の傷病に係る障害である 場合に限る。)
- (3) 疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することが困難である場合は、以下の書類
  - 医師又は歯科医師の診断書その他の疾病、負傷又は要介護状態にあることにより受給資格者 が就業することが困難であることを明らかにできる書類
- (4) 監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護 状態にあることその他これに類する事由により受給資格者がこれらの者の介護を行う必要があ り就業等が困難である場合は、以下イ及びロの書類
  - イ 医師又は歯科医師の診断書その他の監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類
  - ロ 当該監護する児童又は受給資格者の親族を受給資格者が介護する必要があることにより就 業等が困難であることを明らかにできる書類
- 3 表面の(3)及び(4)の「その他これに類する事由」に該当する場合は( )内を記入してください。
- 4 この届出書は、市役所、区役所又は町村役場に出してください。この届出書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

### 様式第十一号の三 (第十六条関係)

(表 面)

第	}- }-								
		児童	扶養 手	当支糸	<u> 停止通</u>	<u>知 書</u>			
	者	<u>4.</u> <u>-</u>							
氏	名				証書番号	第	号		
受給資格	者								
住	所								
支給停止	の	平成	年	月	日から				
期	間	平成	年	月	日まで				
支給停止	の					円			
金	額								
備	考								
あなたは、児童扶養手当法(第9条、第9条の2、第10条、第11条、第13条の2)の 規定により、上記のとおり支給停止となりましたので通知します。									
平成	年	月	日						
都道府県知事(福祉事務所長)									
				市町	「村 長(福	<b>福祉事務所長</b>	<b>(</b> )		
			殿						

◎ 裏面の注意をよく読んで下さい。

(日本工業規格A列4番)

#### 注 意

- 1 児童扶養手当現況届は毎年8月1日から8月31日までの間に出してください。この 期間中に出さないと手当の支払が差し止められることがあります。
- 2 支給停止中の期間内に、あなたが婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。)を解消した場合、あなたの配偶者が死亡した場合、あなたが扶養義務者(父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹などをいいます。以下同様です。)に扶養されなくなつた場合又はあなたが児童扶養手当法第9条の児童(父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。)を養育するようになつた場合などには、支給停止が解除されることがあります。
- 3 児童扶養手当法第13条の2の規定により、手当の一部を支給停止されている間に、 次の①から④までのいずれかの事由に該当する場合には、手当の一部支給停止が解除 されることがありますので、市役所、区役所又は町役場の人によく聞いた上で、児童 扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に当該事由を明らかにできる書類を添えて 提出して下さい。
  - ① 就業、求職活動等の自立を図るための活動をしている。
  - ② 障害の状態にある。
  - ③ 負傷、疾病又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することができない。
  - ④ 監護している児童又は親族が障害の状態にあること又は負傷、疾病若しくは要介 護状態にあることその他これに類する事由があり、かつ、これらの者を介護する必 要があるため就業することができない。
- 4 この支給停止に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対して審査請求(異議申立て)をすることができます。
- 5 この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、前記の審査請求(異議申立て)に対する裁決(決定)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市町村(都道府県)を被告として(訴訟において市町村(都道府県)を代表する者は市町村長(都道府県知事)となります。)、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求(異議申立て)に対する裁決(決定)を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、裁決(決定)を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求(異議申立て)があつた日から60日を経過しても裁決(決定)がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決(決定)を経ないことにつき正当な理由があるとき。